

平成27年度地方公営企業関係予算主要項目

(通常収支分)

第1 総務省分

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成27年度 予算額(案) | 前 年 度 当初予算額 | 差引増減額 | 摘 要 |
|--------------------------------------|------------------|----------------|-------|--|
| 1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費 | 6 | 5 | 1 | 1 地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費である。 (主な経費) 公営企業等経営アドバイザー派遣事業 |
| 2 地方公営企業会計制度の改革の推進等に要する経費 | 9 | 7 | 2 | 2 地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費である。 (主な経費) 検討会、研究会等の運営 |
| 3 インフラ更新時代における公営企業の経営戦略構築支援に要する経費 | 5 | 16 | △ 11 | 11 地方公営企業における経営戦略の構築を支援するために要する経費である。 |
| 4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費 | 185 | 188 | △ 3 | 3 地方財政決算情報管理システム(決算統計)の運営に要する経費である。 |
| 5 水道事業、簡易水道、工業用水道及び下水道事業の経営管理等に要する経費 | 3 | 3 | 0 | 0 各事業の経営指標の作成に要する経費である。 |

第2 他省庁分

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成27年度 予算額(案) | 前 年 度 当初予算額 | 差引増減額 | 摘 要 |
|---------------------|------------------|----------------|-------|---|
| 1 水道事業関係 | 30,807 | 25,807 | 5,000 | |
| (1) 水道水源開発等施設整備費補助等 | 11,652 | 11,953 | △ 301 | 厚生労働省所管 [水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4 国土交通省所管 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 |
| (2) 簡易水道等施設整備費補助 | 14,155 | 13,854 | 301 | 厚生労働省所管 4/10・1/3・1/4 国土交通省所管 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 簡易水道等施設 4/10・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 簡易水道等施設 2/3・1/2 |
| (3) 生活基盤施設耐震化等交付金 | 5,000 | — | 皆増 | 厚生労働省所管 [水道広域化施設 1/3 水道水源自動監視施設等 1/3・1/4 ライフライン機能強化等 1/2・1/3・1/4 簡易水道等施設 1/2・4/10・1/3・1/4 |

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成27年度 予算額(案) | 前 年 度 当初予算額 | 差引増減額 | 摘 要 |
|--|------------------|----------------|---------|--|
| 2 工業用水道事業関係 | 2,478 | 1,738 | 740 | |
| (1) 工業用水道事業費 補助 | 2,254 | 1,604 | 650 | 経済産業省所管 工業用水道事業費補助(※) |
| (2) 水資源機構事業費 補助 | 224 | 134 | 90 | 国土交通省所管 工業用水道事業費補助(※) |
| | | | | 上記(※)の最大補助率 ① 四大工業地帯 0% ② その他 30% なお、地盤沈下対策事業は、②の補助率に10%加算。 ①については30%加算。 経済産業省所管及び国土交通省所管に係る改築分は、改良事業採択年度における補助率×3/4。ただし、四大工業地帯の基盤整備については15%。 |
| 3 交通事業関係 | 37,549 | 44,181 | △ 6,632 | |
| (1) 地下高速鉄道整備 事業費補助 | 7,588 | 12,358 | △ 4,770 | 国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 35% |
| (2) 地域公共交通確保 維持改善事業費補助 金 | 28,780 | 30,324 | △ 1,544 | 国土交通省所管 (公営企業分は内数) |
| (3) 幹線鉄道等活性化 事業費補助(うち貨 物線旅客線化事業) | 700 | 970 | △ 270 | 国土交通省所管 (公営企業に準ずる第三セクター分は内数) 【補助率】 1/3・2/10 |
| (4) 低公害車普及促進 対策費補助金 | 481 | 529 | △ 48 | 国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/4・1/3・1/2 |
| 4 電気事業関係 | 42,839 | 43,399 | △ 560 | |
| (1) 中小水力・地熱発 電開発費等補助金 | 454 | 551 | △ 97 | 経済産業省所管(公営企業分は内数) 建設費に対する補助 発電出力 1千超5千kw以下 補助率 20% " 5千超3万kw以下 " 10% ※経済性が低い等の地点については更に補助率を 10%上乗せする特例措置がある。 |
| (2) 中小水力発電事業 利子補給金助成事業 費補助金 | 96 | 103 | △ 7 | 経済産業省所管(公営電気事業者のみ対象) 水力発電施設建設費利子補給 平成22年3月31日以前に地域エネルギー開発利用発電 事業促進対策費交付要綱の交付により造成された基金 により、利子の補給を行うこととされた各水力発電施設 の建設費用の額に一定率(1.0~3.0%)を乗じて得た 額 |
| (3) 小水力発電導入促 進モデル事業費補助 金 | 350 | 900 | △ 550 | 経済産業省所管(公営企業分は内数) 水車及び発電機の納入実績のある小水力発電設備メー カーと発電事業者が共同で実施する、小水力発電導入 促進を図るための試験設備を用いた実証事業に対する 補助(補助率2/3以内) |
| (4) 太陽光発電多用途 化実証事業 | — | 800 | 皆減 | 経済産業省所管(公営企業分は内数) 太陽光発電について、ビル・農地等の未利用地や熱等 のエネルギーを多面的に活用するための実証事業に対 する補助(補助率2/3) |

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成27年度 予算額(案) | 前 年 度 当初予算額 | 差引増減額 | 摘 要 |
|---------------------------------|------------------|----------------|-------|---|
| (5) 循環型社会形成推進交付金 | 35,466 | 34,315 | 1,151 | 環境省所管（公営企業分は内数） 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む）が循環型社会形成推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に対して交付（エネルギー回収推進施設の新設、増設に要する費用については補助率1/3） |
| (6) 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 | 1,173 | 1,430 | △ 257 | 環境省所管（公営企業分は内数） 風況・賦存量調査等により風力発電等の早期立地の適地と考えられる地域の中から、事業により著しい影響を受けるおそれがある自然環境が既存情報等で確認されていない情報整備モデル地区を地方自治体とも連携の上、選定し、同モデル地区において環境基礎情報を調査・収集し、データベースとして整備する。事業者が環境アセスメントを実施する際に活用できる基礎的な情報を系統的に提供する。 |
| (7) 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 | 5,300 | 5,300 | 0 | 環境省所管 第4次環境基本計画において挙げられた、「低炭素」・「循環」・「自然共生」を統合的に達成した持続可能な社会を実現するため、地域特性を活かした地域づくりを支援する以下の事業を実施。 ① 再生可能エネルギーの基盤整備事業：地域の再エネの導入ポテンシャル等の調査・整備・発信 ② 地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・F S 調査事業：再エネ等低炭素地域づくり事業化計画の策定。 ③ 地域主導型事業形成支援事業：②の計画策定やF S 調査に対する専門的知見の提供や専門家派遣・人材育成等。 ④再エネ・省エネ設備導入支援事業：地域の地球温暖化対策事業に対して設備等の導入を支援。 |
| 5 ガス事業 | 1 | 7 | △ 6 | 経済産業省所管（公営企業分は内数） |
| 地方都市ガス事業天然ガス化促進対策費補助金 | 1 | 7 | △ 6 | 施設取得費利子補給（後年度負担分のみ） 液化天然ガス導入のための施設取得費借入額の1/2に相当する額の支払利息について①公営事業者に適用される地方公共団体金融機構貸付金利と②公営事業者を除く事業者に適用される日本政策投資銀行、日本政策金融公庫の貸付金利との利差分について民間団体等を通じて利子補給が行われる。 |

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成27年度 予算額(案) | 前 年 度 当初予算額 | 差引増減額 | 摘 要 |
|--------------------------------|------------------|----------------|---------|---|
| 6 病院事業関係 | 80,970 | 83,105 | △ 2,135 | 厚生労働省所管（公営企業分は内数） |
| (1) 施設・設備分 | 3,541 | 4,010 | △ 469 | 厚生労働省所管（公営企業分は内数） |
| ① 医療施設等施設 整備費補助金 | 350 | 357 | △ 7 | 厚生労働省所管（公営企業分は内数） 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2・1/3 エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/3 2) プライマリケア ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修医環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡時画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策 緊急事業 1/2 |
| ② 医療施設等設備 整備費補助金 | 646 | 659 | △ 13 | ※内閣府所管（沖縄分）についてはH24から沖縄振興公 共投資交付金として、一括交付金化 厚生労働省所管（公営企業分は内数） 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2・3/4 ウ へき地患者輸送車（艇） 1/2 エ へき地巡回診療車（船） 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2・1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2□ イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡時画像診断システム等整備 1/2 |
| ③ 医療提供体制整 備交付金 | 2,545 | 2,994 | △ 449 | 厚生労働省所管（公営企業分は内数） |
| (2) 運営費等分 | 17,185 | 18,851 | △ 1,666 | 厚生労働省所管（公営企業分は内数） |
| ① 医療施設運営費 等補助金 | 3,751 | 3,751 | 0 | 厚生労働省所管（公営企業分は内数） |
| うちへき地保健医 療対策費 | 1,957 | 1,999 | △ 42 | へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院群 1/2 428 へき地診療所 1/3・3/4・2/3 857 へき地巡回診療車（船・ヘリ） 1/2 43 へき地患者輸送車（艇） 1/2 26 産科医療機関確保事業 1/2 312 その他 1/2・3/4 32 |
| ② 医療提供体制推 進事業補助金 | 13,434 | 15,100 | △ 1,666 | 厚生労働省所管（公営企業分は内数） 補助率 1/3, 1/2, 定額 |
| (3) 医療提供体制の改革の ための新たな財政支援制度 | 60,244 | 60,244 | 0 | 厚生労働省所管（公営企業分は内数） |

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成27年度 予算額(案) | 前 年 度 当初予算額 | 差引増減額 | 摘 要 |
|------------------------|------------------|----------------|----------|--|
| 7 介護サービス施設整備事業関係 | 43,048 | 2,600 | 40,448 | (公営企業分は内数) |
| 地域密着型サービスの施設整備等 | 42,290 | — | 皆増 | 厚生労働省 (公営企業分は内数) |
| 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 | 758 | 2,600 | △ 1,842 | 厚生労働省 (公営企業分は内数) 補助率 定額 |
| 8 市場事業・と畜場事業関係 | 26,585 | 27,885 | △ 1,300 | (公営企業分は内数) |
| (1) 強い農業づくり交付金 | 23,085 | 23,385 | △ 300 | 農林水産省所管 (公営企業分は内数) 補助率 4/10・1/3以内 |
| (2) 強い水産業づくり交付金 | 3,500 | 4,500 | △ 1,000 | 水産庁所管 (公営企業分は内数) 補助率 1/3・4/10・1/2・5.5/10・2/3以内 |
| 9 下水道事業関係 | 2,243,157 | 2,263,148 | △ 19,991 | (公営企業分は内数) |
| (1) 沖縄振興公共投資交付金 | 81,124 | 93,245 | △ 12,121 | 内閣府所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設 |
| (2) 地域再生基盤強化交付金 | 43,068 | 45,118 | △ 2,050 | 内閣府所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設 |
| (3) 社会資本整備総合交付金 | 901,805 | 912,362 | △ 10,557 | 国土交通省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 |
| (4) 防災・安全社会資本整備交付金 | 1,094,749 | 1,084,057 | 10,692 | 国土交通省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 |
| (5) 下水道事業費補助金 | 589 | 576 | 13 | 国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道 |
| (6) 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) | 9,024 | 9,059 | △ 35 | 環境省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設 |
| (7) 農山漁村地域整備交付金 | 106,650 | 112,211 | △ 5,561 | 農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設 |
| (8) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 6,148 | 6,520 | △ 372 | 農林水産省所管 (公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設 |
| 10 港湾整備事業関係 | 63 | 527 | △ 464 | (公営企業分は内数) |
| 港湾機能高度化施設整備費補助金 | 63 | 527 | △ 464 | 国土交通省所管 補助率 1/3・4/10・1/2 (公営企業分は内数) |

(東日本大震災分)

(1) 東日本大震災復旧・復興事業分
他省庁分

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成27年度 予算額(案) | 前 年 度 当初予算額 | 差引増減額 | 摘 要 |
|----------------------------------|------------------|----------------|----------|---|
| 1 水道事業関係 | 16,498 | 14,923 | 1,575 | |
| 東日本大震災復旧・ 復興水道施設災害復 旧事業費補助 | 16,498 | 14,923 | 1,575 | 厚生労働省所管（復興庁計上分） |
| 2 ガス事業関係 | 375 | 457 | △ 82 | |
| 被災都市ガス導管 移設復旧支援事業費 補助 | 375 | 457 | △ 82 | 経済産業省所管（復興庁計上分、公営企業 分は内数） 震災や津波により、広範囲かつ甚大な被害 が生じた岩手県、宮城県、福島県の道路の 嵩上げ等に伴うガス導管の移設が困難な都 市ガス事業者に対する支援を行う。 補助率 2/3(公営企業分) |
| 3 病院事業関係 | 17,230 | — | 皆増 | (公営企業分は内数) |
| 地域医療再生臨時 特例交付金 | 17,230 | — | 皆増 | 厚生労働省所管（復興庁計上分） ※地域医療再生基金の積み増し |
| 4 市場事業・と畜場 事業関係 | 321,492 | 371,637 | △ 50,145 | (公営企業分は内数) |
| (1) 東日本大震災復 興交付金 | 317,258 | 363,794 | △ 46,536 | 復興庁所管（公営企業分は内数） |
| (2) 水産業共同利用 施設復旧整備費補 助金 | 4,234 | 7,843 | △ 3,609 | 水産庁所管（公営企業分は内数） 補助率 1/2・2/3以内 |
| 5 下水道事業関係 | 434,390 | 440,100 | △ 5,710 | (公営企業分は内数) |
| (1) 東日本大震災復 興交付金 | 317,258 | 363,794 | △ 46,536 | 復興庁所管（公営企業分は内数） <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設 |
| (2) 社会資本整備総 合交付金 | 117,132 | 76,306 | 40,826 | 復興庁所管（公営企業分は内数） <対象施設> ・下水道法上の下水道 |